

君津市図書館での撮影等に関する基準

第1条（趣旨）

この要項は、君津市図書館規則第35条の規定に基づき、君津市図書館（以下、図書館）における録画、写真撮影、録音（以下、「撮影等」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

第2条（許可）

図書館における撮影等を希望するものは、館長に申請し許可を受けなければならない。

ただし、出展者の許可している展示作品についてはこの限りではない。

第3条（手続）

- （1）原則として、本基準で定める「撮影許可申請書」（以下、申請書）を撮影等をする1週間前までに提出する。ただし、やむを得ず期日までに提出できない場合は、図書館と協議の上、撮影等の前に提出する。
- （2）撮影等の日時は、図書館が許可した日時とする。
- （3）団体が申請する場合は、原則として、団体の代表者とする。ただし、代表者による申請ができない場合は、図書館と協議の上、撮影等に関して責任のある者が申請することができる。

第4条（遵守事項）

- （1）撮影等に必要な機材は、申請者が準備する。
- （2）図書館利用者を無断で撮影等をしない。また、利用者の映り込みには十分配慮するとともに、誤解を与えないように配慮する。
- （3）撮影等をした映像は、申請書に記載した「撮影等の目的」以外の使用はしない。
- （4）撮影等をした映像について問題が生じた時は、すべて撮影者の責任で処理する。

第5条（その他）

- （1）撮影等の許可をうけたものは、許可証を他の利用者から見えるよう提示し、指示のあった場所で撮影等を行わなくてはならない。
- （2）撮影等の内容に疑義が生じた際は、館長は撮影内容の確認を行うことができる。またこの際、許可内容と相違した場合に、館長は撮影物の消去等を命じることができる。

附則 この基準は、平成25年 4月 1日から施行する。

附則

(施行期日)

- 1 この基準は、令和 6 年 7 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この基準の施行の際に現に残存する申請書については、この基準の施行の日以後においても、当分の間、所要の補正を加え、使用することができる。

中央図書館長 様

撮影等許可申請書

以下のとおり、図書館における撮影等を申請します。
申請および撮影等にあたっては、別紙「君津市図書館での撮影等に関する基準」の内容を遵守することに同意します。

申請日	年 月 日
申請者	団体・代表者名
	所在地
	電話番号
撮影等をする者	
撮影等の目的	☐ 活動記録 ☐ レポート ☐ その他（ ） 掲載予定の媒体がありましたら、あわせて記入してください。
撮影等をする日時	年 月 日 時間 : ～ :
撮影等をする場所	☐ 館内 ☐ 外観 ☐ その他（ ）
撮影等の形態	☐ 写真 ☐ 動画 ☐ その他（ ）
使用機材等	
その他	

※図書館使用欄

受付日 令和 年 月 日

館長	副館長	係 長	受付者